平成２５年（フ）第１４２号
愛知県一宮市大江３丁目９番12―202号　ロイヤルマンション一宮
債務者　服部　一夫
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１５１号
愛知県一宮市時之島字寺前37番地１
債務者　木下絹代こと　趙　　斗善
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２０３１号
福岡県春日市春日６丁目67番地１
債務者　水摩　佳子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５１３号
福岡市中央区薬院４丁目８番４―305号
債務者　森川　昌彦
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８９号
福岡市城南区田島２丁目３番10―103号
債務者　盛田　　武
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３９号
福岡市南区向新町２丁目10番８―501号
債務者　福島　　毅
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４０３号
福岡市南区高宮３丁目２番24号
債務者　岩田　貞文
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４６４号
福岡市博多区吉塚４丁目２番32号
債務者　秦　　和彦
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４７６号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目21番21号カーサヴェルデ志免Ｉ―１号
債務者　藤本　秀信
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４９６号
福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目95番地レオパレスレインボータウン108号
債務者　中上　誠二
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４９７号
福岡県春日市若葉台東３丁目29番地大産春日ビル301号
債務者　前田　浩嗣
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５０１号
福岡市博多区博多駅南３丁目15番30―1207号
債務者　町田　　梓
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５０２号
福岡市南区大橋４丁目14番49―103号
債務者　城戸恵三子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５１９号
福岡市博多区那珂５丁目４番１―401号
債務者　阿比留梨沙
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５２１号
福岡県古賀市青柳町158番地25
債務者　山田　大輔
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５２９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻1038番地13
債務者　白川　延昌
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５３５号
福岡市南区長住３―23―403、住民票上の住所福岡市南区長住３丁目46番101号
債務者　辻　　淳
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５３９号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮２丁目５番１―402号　かすやビル
債務者　峯崎　隆生
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部